

武蔵野市中小企業者等特別支援金のご案内

【申請要領】 [令和4年2月改定版]

新型コロナウイルス感染症による影響が拡大・長期化していることに伴い、事業収入等が減少した事業者に対して10万円（市内で複数店舗等を運営する事業者は20万円）を支給します。

※令和4年2月より_____で印した箇所を変更しています。

■支給の対象となる事業者 次の1～9のすべてに該当することが必要です。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人*であること。 ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
2	令和2年12月31日以前から 市内に事業所を有して事業を行っており、現在も引き続き市内に事業所を有して事業を継続していること。
3	新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和2年中の1年間の事業収入等 * ¹ が、 平成31（令和元）年中の1年間の事業収入等 * ² と比較して、 10%以上減少 していること。 ※1 国や都、市から事業に関連して支給された給付金のうち、課税対象となるものを含む。 ※2 100万円以上であること。
4	市が認める感染拡大防止策（飛沫感染防止、接触感染防止、適切な換気の実施、体調管理の徹底、3つの「密」の防止）を実施していること。
5	緊急事態措置期間及びまん延防止等重点措置期間で営業時間短縮等の協力や休業要請に従うこと。
6	政治団体や宗教団体ではないこと。
7	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
8	事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
9	その他市長が不適当と認める者でないこと。

■支給額

申請に基づき、10万円（市内で複数店舗等を運営する事業者は20万円）支給されます。審査後、支給決定の場合、申請のあった日からおおむね2週間で指定口座に振り込みます。

法人・個人に関わらず10万円
(市内で複数店舗等を運営する事業者は20万円)

■申請方法

申請期間	令和3年11月1日（月）から 令和4年3月15日（火）
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 中小企業者等特別支援金担当宛 【窓口】武蔵野市役所西棟7階 産業振興課
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所西棟7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、 武蔵野商工会議所



■申請書類【法人・会社以外の法人】

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	平成31(令和元)年中の1年間と令和2年中の1年間の事業収入等が分かる書類	第2号様式※
3	平成30年度、平成31(令和元)年度、令和2年度の右記申告書類	確定申告書別表1の写し メール詳細(電子申告の場合のみ)の写し
4	誓約書兼振込依頼書	第3号様式 振込指定口座の通帳の見開きページの写し

※第2号様式は法人事業概況説明書(表紙及び月別売上が分かるページ)及び雑益・雑損失等の内訳書の写しで代用が可能です。

■申請書類【個人事業者】

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	平成31(令和元)年中の1年間と令和2年中の1年間の事業収入等が分かる書類	<p>【青色申告を行っている場合】</p> <p>平成31(令和元)年分、令和2年分の</p> <p>①確定申告書第1表、第2表の写し</p> <p>②所得税青色申告決算書(全4ページ)の写し</p> <p>③メール詳細(電子申告の場合のみ)の写し</p> <p>【白色申告を行っている場合】</p> <p>平成31(令和元)年分、令和2年分の</p> <p>①確定申告書第1表、第2表の写し</p> <p>②第2号様式※</p> <p>③メール詳細(電子申告の場合のみ)の写し</p> <p>④開業届の写し</p>
3	誓約書兼振込依頼書	第3号様式 振込指定口座の通帳の見開きページの写し

※第2号様式は収支内訳書(全2ページ)の写しで代用が可能です。

※個人事業者の方のうち、開業届を出しており、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方は別途ご相談ください。

事業収入等に算入する給付金(例)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、東京都及び武蔵野市等から事業に関連して支給された課税対象となる給付金・協力金等	持続化給付金(国)、家賃支援給付金(国)、家賃等支援給付金(都)、営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(都)、感染拡大防止中小企業者等緊急支援金(市)、感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金(市)、中小企業者等テナント家賃支援金(市)、商店会活性出店支援金(市)など
--------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※課税対象となるか不明な場合は、支給元にご確認ください。

算入対象外の給付金(例)

従業員の雇用維持等を趣旨とした助成金等は算入対象外です。	雇用調整助成金(国)、産業雇用安定助成金(国)、小学校休業等対応助成金(国)、両立支援等助成金<育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」>(国) など
------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

■注意点

- ・支援金の支給は1事業者につき1回。
- ・虚偽の記入、誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
- ・社会福祉法人は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の申請書等により申請してください。
- ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正等の場合は訂正等箇所申請書兼請求書の申請者欄で使用した代表者印を押印してください。

Q & A

○ 令和3年1月1日以降に市内で事業を開始しましたが、対象になりますか？

対象になりません。本事業は令和2年12月31日以前から市内に事業所を有して事業を開始している方が対象です（ただし、令和元年中の事業収入等と比較するため、令和元年中に事業を開始している必要があります）。なお、現時点において事業を廃止している場合は対象外となります。

○ 業種の指定はありますか？

本事業においては、特に業種による制限を設けていません（政治団体、宗教団体を除く）。ただし、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないことと、事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないことが条件となります。

○ 中小企業者等に該当するのはどのような会社ですか？

中小企業基本法に定められている中小企業者の範囲と小規模事業者の定義は以下の表のとおりとなります。なお、「常時使用する従業員」とは、予め解雇の予告を必要とする者を指します。

業種分類	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	① 資本金の額又は出資の総額	② 常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下

○ 「事業所」とは何を指しますか？

一定の場所を占めて、単一の経営主体のもと、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている場所のことを指します。倉庫、社宅、駐車場等、上記の要件に当てはまらないものや、管理事務や補助的な経済活動を行う場所は、「事業所」には該当しません。

※店舗・事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。

○ 市外に法人登記をしているが、市内に事業所を有して事業を行っている場合は対象になりますか？

対象となります。

○ 個人事業主で住民登録は市外ですが、市内に事業所を有して事業を行っている場合は対象になりますか？

対象となります。

○ 個人事業主で住民登録は市内ですが、市外の事業所にて事業を行っている場合は対象になりますか？

対象になりません。

Q & A

○ 事業収入等とは

事業収入等とは、法人の場合は売上高（個人事業者の場合は事業収入及び不動産収入）と新型コロナウイルス感染症の影響に伴い支給された課税対象となる給付金等を指します。

○ 国や東京都など他の自治体の給付金との併給は可能ですか？

可能です。

○ 平成31（令和元）年中に事業を開始した場合は対象になりますか？

対象になります。平成31（令和元）年に事業を開始された方は、同年中の事業収入等を年換算することで、令和2年中の事業収入等と比較できます。計算方法等、詳しくは中小企業者等特別支援金担当までお問い合わせください。

○ 事業収入等は市内の事業所分だけで比較するのですか？

事業全体で比較します。

○ 3月決算の法人ですが、1年間の事業収入等はどのように確認すればよいですか？

以下の表のとおり、法人事業概況説明書で1年間の事業収入等を確認できます。

3月決算の法人の場合	平成31(令和元)年												令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成30年度法人事業概況説明書	○	○	○																					
平成31(令和元)年度法人事業概況説明書				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
令和2年度法人事業概況説明書																○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 個人事業者で個人事業の開業・廃業等届出書を紛失しました。どのようにすればよいですか？

税務署にて再発行をしてください。 ※青色申告をしている方は、市へ開業届の写しの提出は不要です。

○ 市が認める感染拡大防止策とは具体的にどのようなものですか？

飛沫感染防止：マスク着用の徹底や従業員用マスクの購入、配付、消毒薬の使用等
 接触感染の防止：事業所の消毒、手洗い等の励行、ソーシャルディスタンスの確保等
 適切な換気の実施：コロナ対策としての換気等
 体調管理の徹底：事業従事者の検温、体調管理簿の作成等
 3つの「密」の防止：座席の配置の工夫、テレワークの推奨等

○ 書類に不備があった場合はどうなりますか？

申請内容に不備等があった場合、申請書兼請求書記載の連絡先へ連絡し、内容等の確認を行います。提出された書類だけでの審査が困難な場合は、追加で書類の提出を求められることがあります。

○ 提出された書類は返却されますか？

申請書類は返却しません。

お問い合わせ

武蔵野市役所 産業振興課 中小企業者等特別支援金担当

電話 0422-60-1989

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分